

えびの市人権教育・啓発推進方針

平成25年(2013年)3月

えびの市



～「市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、互いに
支え合いながら、共に健やかに安心して暮らせる
まち」をめざして～

21世紀は「人権の世紀」と言われるように、人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流となっています。本市においては、これまでも市の「総合計画」に基づき、人権が尊重されるまちづくりをめざし、人権教育・啓発の推進に努めてまいりました。

しかしながら、今なお、私たちの周りには、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者などに関する様々な人権問題が存在しております。

さらに、国際化、情報化、高齢化の進展など社会状況の急速な変化に伴い人権問題も多様化、複雑化してきており、こうした問題を解決するには、市民一人ひとりが人権問題について正しく理解するとともに、身近な生活の中で人権尊重の意識を高めることが必要であります。

また、平成12年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施することが地方公共団体の責務として位置づけられ、地域の実情を踏まえた人権教育・啓発に関する取り組みをより一層推進していくことが求められています。

このような状況の中、えびの市では、平成23年度に「人権に関する市民意識調査」を実施し、その調査結果を十分に踏まえ、このたび、今後の人権教育・啓発の取組を総合的かつ効果的に推進するための方向性を示した「えびの市人権教育・啓発推進方針」を策定いたしました。

今後、この方針に基づき、「市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、互いに支え合いながら、共に健やかに安心して暮らせるまち」をめざして、行政はもとより、市民、事業所、関係団体などがともに連携、協働し、人権教育・啓発を推進してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、この方針の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきましたえびの市人権教育・啓発推進懇話会委員の皆様をはじめとする多くの皆様に対しまして心からお礼を申し上げます。

平成25年3月

えびの市長 村岡隆明

目 次

第1章 方針策定の背景	1
1 国際社会の動向	1
2 国内の動向	1
3 本県の動向	2
4 本市の取組	3
第2章 方針策定の基本的な考え方	4
1 人権尊重の基本理念	4
2 人権教育・啓発の定義	4
3 方針の性格	5
第3章 人権教育・啓発の推進	6
1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	6
（1）家庭	6
（2）保育所（園）・幼稚園	7
（3）学校	8
（4）地域社会	9
（5）事業所・各種団体等	9
2 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進	11
（1）行政職員	11
（2）教職員等	11
（3）医療・保健関係者	12
（4）福祉関係者	12
（5）その他	12
第4章 分野別施策の推進	13
1 女性に関する問題	13
2 子どもに関する問題	17
3 高齢者に関する問題	21
4 障がい者に関する問題	24
5 同和問題	27
6 外国人・外国籍市民に関する問題	30
7 HIV感染者・ハンセン病患者等に関する問題	32

8	刑を終えて出所した人に関する問題	34
9	犯罪被害者等に関する問題	35
10	インターネットによる人権侵害	36
11	性的少数者に関する問題	38
12	東日本大震災に起因する人権問題	40
13	その他の人権問題	41

第5章 方針の推進

1	市の推進体制	42
2	関係機関・団体等との連携	42
3	施策の点検及び方針の見直し	42

資料

・世界人権宣言	43
・日本国憲法（妙）	49
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	53
・「部落差別撤廃・人権擁護都市」宣言に関する決議	56
・えびの市人権教育・啓発推進方針策定会議設置要綱	57
・えびの市人権教育・啓発推進懇話会設置要綱	59
・えびの市人権教育・啓発推進懇話会委員名簿	60

1 国際社会の動向

20 世紀において、人類に大きな惨禍をもたらした二度にわたる世界大戦の反省から、世界平和を希求して昭和 20 年(1945 年)10 月に創設された「国際連合」(以下「国連」という。)は、昭和 23 年(1948 年)12 月に人権の国際的基準として「世界人権宣言」を採択し、世界の人権擁護の動きは大きく前進しました。

宣言は、前文で「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」、第 1 条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」、第 2 条で「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」としています。

国連では、世界人権宣言の理念を実現するために「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」、「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」など、多くの人権に関する宣言や条約を採択してきました。

しかし、東西対立による冷戦終了後も、世界各地で民族や宗教の違いなどによる紛争や内戦が多発し、これに伴う人権侵害、難民の発生などの深刻な人権問題が表面化したため、国際社会全体で人権擁護に取り組む機運が高まり、国連は平成 6 年(1994 年)の総会において、平成 7 年(1995 年)から 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とする決議を採択し、すべての国において人権教育を推進する国内行動計画の策定を求めています。

「人権教育のための国連 10 年」の最終年である平成 16 年(2004 年)の国連総会では、平成 17 年(2005 年)から「人権教育のための世界プログラム」に取り組むことが採択されました。

2 国内の動向

我が国では、日本国憲法で「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」としており、「基本的人権の尊重」を基本

原則として各種国内法の整備や各種施策を実施するとともに、国連が採択した「国際人権規約」や「人種差別撤廃条約」をはじめ、人権に関する多くの条約を批准し、国際社会の一員として人権擁護の取組を進めてきました。

我が国固有の人権問題である同和問題については、昭和 40 年(1965 年)の「同和对策審議会答申」において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそが国の責務であり、同時に国民的課題である。」とされました。

これを踏まえ、昭和 44 年(1969 年)に「同和对策事業特別措置法」が公布・施行され、同和問題の解決に向けて様々な取組が実施されました。その後、平成 14 年(2002 年)に法の期限切れを迎え特別対策は終了することになりましたが、平成 8 年(1996 年)に「地域改善対策協議会」から意見具申が出されており、特別対策期限後の同和問題の解決に向けた今後の一層の取組について基本的なあり方が示されています。

平成 9 年(1997 年)には、「人権教育のための国連 10 年」の趣旨を受け、国内行動計画を策定しました。同計画により人権という普遍的文化を構築するため、あらゆる人をその対象にその発達段階に応じて人権教育を積極的に推進してきました。

また、同年の「人権擁護施策推進法」の施行により、「人権擁護推進審議会」が設置され、平成 11 年(1999 年)には「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」の調査・審議について答申がされています。

これを受けて、平成 12 年(2000 年)には人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(以下「人権教育・啓発推進法」という。)が施行され、国や地方公共団体の人権教育及び人権啓発に関する責務等が明記されました。この法律に基づき、国は平成 14 年(2002 年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権施策の推進を図っています。

3 本県の動向

本県においても、平成 11 年(1999 年)2 月に「人権教育のための国連 10 年」宮崎県行動計画が策定され、これまで県行動計画に基づき、人権文化の創造をめざし、一人ひとりが有している人権を尊重し、共に生きる社会の実現に向けて、様々な施策が実施されました。その後、平成 17 年(2005 年)に「人権教育・啓発推進法」に基づき、県行動計画を継承した新たな指針として、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を策定し、取組を進めています。

4 本市の取組

本市においては、これまでも人権問題を市政の重要課題として位置付け、その解決に向けて積極的な取組を進めてきました。

なかでも同和問題は、早急に解決しなければならない課題であるとの認識から、生活環境の整備や人権・同和教育及び啓発事業に取り組み、平成 13 年(2001 年)12 月議会において、すべてのえびの市民が、差別のない平和で明るい生活を保障されるように部落差別をはじめ一切の差別を許さないことを表明し、「部落差別撤廃・人権擁護都市」宣言を決議しました。

平成 19 年(2007 年)4 月に策定された「えびの市第 4 次総合長期計画(平成 19 年度～平成 23 年度)」においては、まちづくりの基本目標の一つとして「新時代を担うほっとな人づくり」を掲げ、人権啓発の推進、人権教育の推進、同和対策の推進を図り、市民の人権意識の高揚に努めてきました。

また、平成 24 年(2012 年)3 月には「第 5 次えびの市総合計画」が策定され、基本計画第 2 章「志と郷土愛を持つ“人づくり”」の基本目標の中で、「人権意識の高揚」を基本施策として掲げています。

しかしながら、平成 23 年度に実施した「人権に関する市民意識調査」結果を見ると、人権意識の向上に向け一定の成果は認められましたが、依然として、誤った知識や偏見に基づく意識面のあり方など多くの課題が残されており、さらなる取組が必要です。

さらに、人権問題も多様化・複雑化してきており、このような人権問題を取り巻く社会情勢の変化に対応することが求められています。

1 人権尊重の基本理念

人権とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であって、すべての人に平等でなければならないものです。

日本国憲法においても、人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものであるとされ(第11条, 第97条)、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重(第13条)と法の下での平等及び差別の禁止(第14条)という包括的な規定と様々な人権の個別、具体的な保障規定の中に明文化されています。

これらの人権については、国や地方公共団体等公権力との関係においてはもちろん、市民相互の間においても尊重されるべきものです。

すなわち、一人ひとりが、自らの人権を主張し行使するにあたって、自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持ち、自らの権利の行使に伴う責任を自覚することにより、他人の人権との共存を図っていくことが重要です。

さらに、そのことが、日常生活の中で自然に態度や行動に現れるようになることが大切です。

2 人権教育・啓発の定義

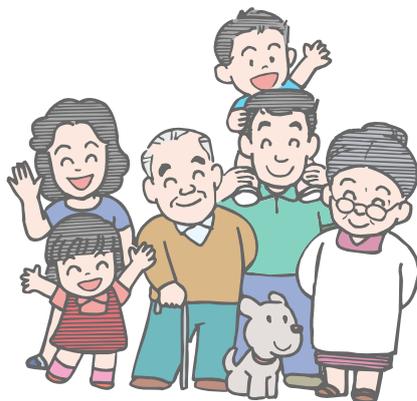
「人権教育・啓発推進法」において、人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」、人権啓発とは「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義され、人権教育及び人権啓発は、国及び地方公共団体の責務とされています。

また、人権教育及び人権啓発は「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない」とあります。この法の定義に基づき、人権教育・啓発に取り組むものとしします。

3 方針の性格

この方針は、本市の人権教育・啓発の推進にあたって、次の性格を持つものとします。

- (1) 「人権教育・啓発推進法」及び「第5次えびの市総合計画」の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。
- (2) 人権問題の現状や課題、取組などを明らかにし、本市の実情に即した人権教育・啓発を推進していくための方向性を示すものです。
- (3) 関係機関をはじめ、企業、各種団体等においても、この方針を踏まえ、それぞれの主体性のもとで自主的な取組が実施されることを期待するものであり、その取組の支援を図るものです。



1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが、家庭や学校、地域社会などあらゆる場を通じた人権問題に関する教育・啓発によって、人権尊重の理念について正しい理解を深め、それが日常生活の中で態度や行動として根づくことをめざして、より効果的な人権教育・啓発活動を総合的に推進します。

(1) 家庭

【現状と課題】

家庭は、幼児期から子どもに豊かな情操や思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観などを育むうえで、極めて重要な役割を担っています。なかでも、人権感覚を養ううえで、幼少期の家庭での遊びやしつけ、家事や家族とのふれあいなど日常生活を通じて、基本的な社会ルールを覚えさせていくことが大切です。

しかし、近年、核家族化、少子化や地域連帯感の希薄化などにより、育児不安の広がり、過保護や過干渉、放任といった家庭の教育上の問題が指摘されており、家庭の教育力を高めることが急務となっています。

また、家庭内においては、子どもへの虐待、高齢者への介護放棄、さらには配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス「DV」)などの人権問題が生じており、人間形成における家庭の機能の維持・充実を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 家庭はすべての教育の出発点であり、保護者自身が偏見や差別の心を持っていないことを子どもに示すことができるよう、家庭教育に関する親の学習機会の場を拡充し、大人も子どもも共に人権感覚が身に付くように努めます。
- ・ 子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実に努めます。さらに、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害を未然に防ぐために、学校などの関係機関や地域との連携を図り、相談活動機能の充実に努めます。

- ・ 家庭内では、固定的な役割分担にとらわれることなく、男女が共に協力し合える男女共同参画社会の実現に向けた家庭づくりを図るため、啓発活動の充実に努めます。

(2) 保育所（園）・幼稚園

【現状と課題】

保育所（園）・幼稚園は、生涯にわたる人間関係の基礎を培う大切な場であることから、家庭や地域と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に努めています。

保育所（園）・幼稚園においては、他の乳幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりを持つようにすることなど人権尊重の精神の芽生えを育むよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進しています。

また、保育・教育にたずさわるすべての人が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要なことから、人権問題についての知識・理解を深めるなど、研修を通して資質の向上を図っています。

家庭や地域社会と連携して、健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心を育むなど、豊かな人間性を持った子どもの育成が必要です。

【施策の方向性】

- ・ 今後も引き続き、生活体験、心身の発達段階の過程などを考慮し、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心を育むことができるよう、保育・教育活動の一層の推進に努めます。
- ・ 保育・教育にたずさわるすべての人が、豊かな人権意識を持って保育・教育活動が実践されるよう、人権教育の推進に努めます。

(3) 学校

【現状と課題】

学校教育においては、学校の主体性や中立性を堅持しつつ、子どもたちの発達段階に十分配慮し、それぞれの教育活動を通じて、人権尊重の意識を高めるための教育を行うことが大切です。

本市においては、これまで「えびの市人権・同和教育基本方針」を定め、同和問題をはじめとする人権問題について正しい理解を深め、人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会の実現をめざし、教育・啓発活動を進めてきました。

また、学習指導等支援教員を配置するとともに、関係機関や団体、えびの市人権教育推進協議会、西諸地区同和教育研究協議会とも連携し、各学校の人権・同和教育の充実に努めています。

しかし、学習したことが知的理解にとどまり、行動として身に付いていないなどの問題があります。今後、これまでの成果を生かしながら、教育実践を中心とする人権教育を通して、子ども達が人権の重要性を認識し、真に差別をなくしていく意思と実践力が身に付くような教育の推進が必要です。

【施策の方向性】

- ・ 学校教育では、児童生徒の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養うための指導を充実します。
- ・ 家庭や地域社会などの協力のもと、連携を深めながら、社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実に努めます。
- ・ 人権・同和教育を積極的に推進するために、同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する深い認識に基づいた、真に差別などのあらゆる人権侵害をなくしていく意思と実践力を持った指導者の育成や研修の充実に努めます。
- ・ 人権についての基本的認識を深めるため、教職員の研修体制を充実します。

(4) 地域社会

【現状と課題】

地域社会には、家庭とともに、お互いの人権を尊重する意識や他者に対する思いやりの心を育む役割があります。人権教育の原点が家庭、学校とともに地域社会にあることを再認識し、家庭と学校、地域社会が連携して、多様な学習機会や学習情報の提供、生涯学習の振興のために行われる各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。

その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において人権上問題のある出来事に接した際に人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚の高揚を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 社会教育においては、各種学級・講座、研修会の機会において、基本的人権の尊重を基調とする学習を充実し、人権が一人ひとりの身近な問題であるとの認識を深め、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚の高揚に努めます。
- ・ 人権問題啓発資料の作成・配布、「人権啓発強調月間」や「人権週間」などに合わせて、パネル展、広報誌での啓発、街頭活動、企業訪問等、様々な啓発活動を行います。

(5) 事業所・各種団体等

【現状と課題】

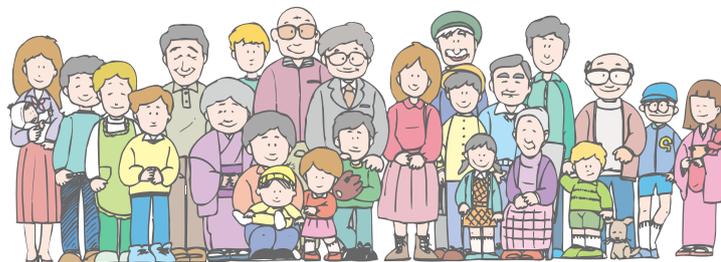
事業所や各種団体等は、社会を構成する一員であり、従業員、取引先、消費者、会員、地域住民など多くの人々と係わって活動をしており、人権問題への積極的な取組が重要視されています。

本市においては、えびの市人権同和問題啓発推進協議会主催による講演会や研修のほか、人権セミナー等への参加、あるいは自主研修を実施する際の講師料助成を行っています。

事業所や団体等は、地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり・人権を尊重し合える職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され、事業所や団体等の発展につながるといった認識を定着させる必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 市内の事業所、各種団体、行政機関等で構成されたえびの市人権同和問題啓発推進協議会への加入促進を図り、県・関係機関等と連携しながら、より効果的・広域的な教育・啓発を推進します。
- ・ 各事業所・団体内における人権教育・啓発の取組を促進するため、啓発や研修内容の助言、情報提供に努めます。
- ・ 事業所に対して、「男女雇用機会均等法」「高年齢者雇用安定法」「障害者雇用促進法」など法制度を周知するとともに、採用にあたっては、差別のない公正な選考・採用が行われるよう啓発に取り組みます。



2 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進にあたっては、次に掲げる人権にかかわりの深い特定の職業従事者に対する人権教育・啓発を強化し、その人権意識の高揚を図る必要があります。また、単に人権教育の研修の内容や情報が受講者だけにとどまることなく、広く職場や関係者の間で共有されるよう推進します。

(1) 行政職員

人権に配慮した行政を推進するためには、行政職員は常に人権の視点に立って、職務を遂行することが求められています。特に、市職員は、人権問題を正しく認識し、それぞれの職務において、適切な対応を行わなければなりません。

職員一人ひとりが知的理解にとどまるのではなく豊かな人権感覚を身に付け、人権に配慮した職務を実践していけるよう、また、日常業務や生活を通じて市民への啓発ができるよう、研修を更に充実させるとともに、市民の模範となるような人権意識の高揚に努めます。

(2) 教職員等

教職員は、教育活動を通して、子どもの人格形成に大きな影響を及ぼすことから、自らの職務を自覚し、人権感覚を高めながら、児童生徒の発達段階に応じて人権教育を推進することが求められています。

このため、教職員が人権尊重の理念について十分な認識を持つことができるよう研修体制を整備するとともに、人権教育の指導方法の充実のため、体験型の学習を取り入れるなど研修内容の工夫改善を行い、教職員の資質向上と指導力の強化に努めます。

社会教育関係職員は、地域社会で人権に関わる指導者としての役割が期待されています。そのため、様々な人権問題について理解と認識を深めるとともに、人権問題の解決に資する指導力が身に付くような研修等の充実に努めます。

(3) 医療・保健関係者

医師、看護師、保健師等の医療・保健関係者は、人々の生命や健康に関わる業務に従事していることから、患者や家族のプライバシーに対する配慮や*1インフォームド・コンセントの徹底など人権意識に根ざした行動が求められています。このため、医療・保健関係者の人権意識の一層の高揚が求められますが、市では、関係団体に人権教育の充実を要望していきます。

(4) 福祉関係者

民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、ケアマネージャー、ホームヘルパー等の福祉関係職員は、高齢者や障がいのある人、子ども等の生活相談や介護業務に直接関わっており、職務の遂行にあたっては、プライバシーや人権尊重に配慮した行動が求められています。

本市では、市などが主催する研修会への参加など、施設職員や福祉関係職員の研修機会の確保に努めていますが、今後ますます、人権感覚が求められていく方向にあることから、各種研修において、人権教育を推進するとともに、福祉関係事業所が人権研修を積極的に取り組むよう支援します。

(5) その他

自治会長など地域住民との関わりの深い人々への人権教育・啓発の推進に努めます。また、市議会においても人権教育・啓発の取組が行われるよう、情報の提供や講師の紹介等に努めます。

〈用語の解説〉

*1 インフォームド・コンセント

医師が患者に対して、受ける治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療にかかる費用などについて、十分にかつ、わかりやすく説明をし、そのうえで治療の同意を得ることをいいます。

人権教育・啓発を推進し、一人ひとりの人権が尊重され、真に豊かでゆとりのある社会を育てていくためには、今日特に重要となっている人権問題に対して、地域の実情に応じた効果的な施策を重点的に展開していく必要があります。

このため、重要課題として、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人・外国籍市民、H I V感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、性的少数者、東日本大震災に起因する等の人権問題を取り上げ、積極的な推進を図ります。

1 女性に関する問題

【現状と課題】

国連においては、昭和50年(1975年)の国際婦人年及びこれに続く「国連婦人の10年」をきっかけに、男女平等と女性の地位向上の実現に向けた積極的な取組が始まりました。

その後、昭和54年(1979年)に「女子差別撤廃条約」、平成5年(1993年)には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が採択されたほか、平成7年(1995年)の第4回世界女性会議での北京宣言及び行動綱領の採択、また、平成12年(2000年)の国連特別総会「女性2000年会議」での政治宣言及び成果文書の採択など、女性の人権尊重に向けた様々な取組が国際的規模で行われてきました。

国においても、国連の動きとともに男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が展開されてきました。特に、平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年には同法に基づき、「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、平成17年(2005年)に改定された「第2次基本計画」に基づき、社会のあらゆる分野において男女共同参画推進に向けた取組が進められています。

女性に対する暴力に関しては、平成12年(2000年)の「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー行為規制法)」や平成13年(2001年)、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」の制定(平成20年(2008年)改正法施行)など立法的な措置が図られました。

また、平成19年(2007年)には、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」が策定され、男女がともに、仕事や家庭生活、地域活動などについて

自ら希望するバランスで展開できる生活の実現に向けた取組が推進されています。一方で平成 21 年(2009 年)、国連の女性差別撤廃委員会は、国の男女平等に向けたこれまでの取組を「不十分」と指摘し、雇用や暴力対策をはじめ性差別の完全な撤廃に向け早急な対策の実施を日本政府に勧告しました。

本市においては、平成 15 年(2003 年)に男女共同参画社会に関する市民意識調査を実施し、平成 16 年(2004 年)に「えびの市男女共同参画プラン」を策定しました。

また、平成 22 年(2010 年)4 月には「えびの市男女共同参画推進条例」を施行し、このプランを男女共同参画推進条例に基づく基本計画として位置づけ、男女共同参画社会の実現に向け、総合的・計画的に施策を推進しているところです。しかしながら、このように法令や制度が整備されても、なお、固定的な男女の役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが根強く残っていることから、女性が不利益を被ったり十分な活躍ができなかったりする現状があります。

本市の人権に関する市民意識調査によると、女性の人権問題について、「家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが十分に整えられていない」(36.0%)「男は仕事、女は家庭、女だから〇〇すべき」といった男女の固定的な役割分担意識がある」(32.5%)「職場における採用や昇進等に差別待遇がある」(21.6%)が問題点の上位項目となっています。

また、女性の人権を守るために必要なこととして「仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える。」が 5 割を超え(50.9%)、「学校教育や社会教育において男女平等・共同をすすめるための教育・学習活動を充実させる」(36.0%)、「男女平等の社会を築くための啓発活動を推進する」(26.1%)の順になっています。

このようなことから、男女平等を推進する学習や教育の充実を図るとともに、方針決定過程への女性の参画の促進や女性に対する暴力の根絶、男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現など女性の権利及び男女共同参画の推進をめざして、市民と協働した様々な取組が必要です。

【施策の方向性】

(1) 男女共同参画の視点に立った教育及び生涯学習等の推進

学校教育においては、あらゆる教育活動において固定的な男女の役割分担意識をなくし男女の人権を尊重する、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。また、幼児・児童・生徒の自尊感情とコミュニケーション能力の

育成を重視した取組を行うとともに、教職員・保護者への研修、啓発に努めます。

社会教育においては、子どもから高齢者まで幅広く男女共同参画について理解を深め、生涯を通じて男女平等、人権尊重の意識を高めるよう学習機会の充実に努めます。

(2) 女性の人権を尊重し、共同参画を推進する活動等の支援

女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な男女の役割分担意識の是正を図るなど一人ひとりの人権尊重を基盤とした男女共同参画の意識形成を促進するため各種啓発活動を展開し、家庭・地域・職域などあらゆる分野で市民の自主的な活動や学習を支援します。

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

本市の審議会などへの女性の登用や女性職員の管理職への登用を推進するなど市が率先して取組を進めるとともに、事業者や各種団体などと連携・協力し、あらゆる分野において女性の参画を促進するよう啓発を行います。

(4) 雇用の場における男女共同参画のための推進

雇用の分野において、男女が均等な機会の下で活躍できるよう「男女雇用機会均等法」の周知を図るとともに、男女が仕事と家庭生活・地域活動などを両立させ生涯を通じて安心して働き生活できるよう市民・事業者双方の意識啓発を推進します。

(5) 女性に対するあらゆる暴力への対応

DV、性犯罪、売買春、*²セクシュアル・ハラスメント、*³ストーカー行為など女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものであり、その根底には女性の人権に対する軽視があることから、女性の人権尊重のための意識啓発や教育を推進します。

また、DV対策については関係機関と連携し、被害者の相談・保護・自立支援体制の充実はもとより、若年層を対象とした啓発活動など防止に向けた取組を行います。

(6) 相談体制の充実と周知

女性の人権問題の解決を図るため、えびの市女性相談所において相談者に対し助言や情報提供を行うとともに、国や県など関係機関との連携・協力を図り相談体制の充実と周知に努めます。

〈用語の解説〉

*** 2 セクシュアル・ハラスメント**

相手の意に反した性的な言動(嫌がらせ)を行い、それに対する対応によって仕事をするうえで一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返したりすることによって就業環境を著しく悪化させることです。

*** 3 ストーカー (行為)**

ストーカーとは、特定の人に対して、執拗につきまとい等の行為を行う人のことをいいます。ストーカー行為とは、典型的には、特定の異性に対して、好意あるいは怨念を抱いてつきまとい等の行為を繰り返すことをいいます。



2 子どもに関する問題

【現状と課題】

平成元年(1989年)、子どもを保護される対象(客体)から自ら権利を行使する主体へと、子ども観を転換し、その上で、子どもの権利について定めた「子どもの権利条約」が国連で採択され、平成6年(1994年)、我が国も批准しました。

国では、すでに日本国憲法をはじめ、児童憲章、児童福祉法、教育基本法などにおいて、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などについて、基本原則や理念が示されています。さらに、平成11年(1999年)に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春・児童ポルノ禁止法)」、平成12年(2000年)に「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」、平成14年(2002年)に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」、平成21年(2009年)に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」が制定されるなど個別立法による対策も行われてきました。

また、平成15年(2003年)、少子化に対応した子育て支援を推進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画の策定を求めています。

障がいのある子どもに対する取組としては、平成17年(2005年)、子どもの^{*}4発達障がいの早期発見などを盛り込んだ「発達障害者支援法」が施行され、また、平成19年(2007年)から、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う、特別支援教育が導入されました。

本市においては、平成17年(2005年)に「えびの市次世代育成支援行動計画」(前期計画)を策定し、少子化に対応した子育てを支援する施策を行ってきました。平成22年度(2010年度)からの後期計画では、子どもの健全育成に向けた環境整備、様々な相談事業や子育て支援事業の実施など、子どもの主体性と人権の尊重・擁護を柱とした施策を展開しています。

学校等では、子どもを自ら権利を行使する主体としてとらえ、人権を尊重する教育、保育に取り組んでいます。

しかしながら、今日、子どもを取り巻く環境は厳しさを増しています。わが子に対する虐待のほか、児童買春・児童ポルノや薬物の乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発傾向にあり、さらに、少年非行、校内暴力、いじめ、不登校、引きこもりなど、子どもの人権を巡る様々な問題が全国的に発生しています。

本市の人権に関する市民意識調査においては、子どもの人権について特に問題があると思うことは、「保護者による子どもへの暴力や育児放棄などの児童虐待」(58.0%)が最も高い割合となっており、近年における全国的な虐待問題への関心の高さがうかがえます。次いで「子ども同士が暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをしたりさせたりする」(37.7%)、「大人が子どもの意見を聞かず自分の意見を子どもに押しつける」(35.5%)や「子どもを成績や学歴だけで判断する」(32.8%)となっており、子ども同士の問題や大人の一方的な言動などについても高い割合となっています。

子どもの人権問題については、事象に応じた教育・啓発を講じていく必要があります。あわせて地域社会全体でこれらの問題の解決に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向性】

(1) 子どもの権利に関する教育・啓発の推進

子どもを自ら権利を行使する主体として最大限に尊重されるよう、子どもに対して「子どもの権利条約」についての周知・啓発など、子どもの権利について意識を高め、正しく理解できるよう教育・啓発活動に取り組みます。

(2) 幼児・児童・生徒への人権教育等の推進

えびの市人権同和教育基本方針に沿って、生命を大切に作る心を基本に、自尊感情を養い、他人を思いやる心を育むため、幼児・児童・生徒の発達段階や実態に応じた教育活動を行います。

また、子どもの成長発達に大きな影響を与える立場にある教職員については、人権に関する様々な現代的課題及び歴史的な経緯についての正しい理解に努め、参加体験型学習など多様な学習の指導法を習得し、指導力の向上を図ります。

(3) 児童虐待防止の取組

「えびの市要保護児童対策地域協議会」を効率的に機能させ、児童虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。

また、児童虐待の早期発見には地域住民の協力が不可欠であることから、市民や民生委員・児童委員協議会などの関係機関を対象に児童虐待防止への理解を深める啓発を進めます。

(4) いじめ問題への対応

命と人権の大切さについて啓発を行うとともに、市の関係機関及び団体や市民の連携・協力のもといじめの防止に努めます。あわせて、いじめの兆候をいち早く把握し、いじめ問題に迅速に対応していきます。パソコンや携帯電話のネット接続機能を悪用した「ネットいじめ」については、*⁵情報モラル、情報安全教育を推進します。

(5) 障がいのある幼児・児童・生徒への支援

障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒が遊びや生活体験を通じて理解を深め合い、人間性豊かな成長をめざす教育、保育を推進します。あわせて、学校においては、副読本の活用、福祉体験活動やボランティア体験活動などでの実体験を通して、共に生きる社会をめざす福祉教育を推進します。

また、発達障がいなどを早期に発見し、療育するとともに、発達段階に応じた相談・支援を行います。さらに、障がいのある幼児・児童・生徒の自立と社会参加に向けて、学校内の支援体制を確立するとともに、関係機関と連携しながら、一人ひとりの障がいに応じた*⁶特別支援教育を推進します。

(6) 子育て支援の推進

子育て中の親が子育てに安心感が持てるよう、情報提供や訪問事業、相談体制の充実を図ります。また、子育て中の親と子が地域の一員として地域の見守りや支え合いで成長していけるように、地域社会全体での子育て支援を推進します。さらに、市民が主体となった家庭教育の推進及び啓発を進めます。

(7) 相談体制の充実と周知

スクールカウンセラー等の配置や教育相談など、いじめや不登校、親子関係といった子どもの悩みを積極的に受け止められるよう相談体制の充実に努めます。家庭での育児や子育ての悩みに対して、関係機関との連携を図りながら保護者などに対する相談・支援を進めます。

また、「子どもの人権110番」や「子どもの人権SOSミニレター」による相談について、法務局や人権擁護委員と連携して周知に努めます。

〈用語の解説〉

*** 4 発達障がい**

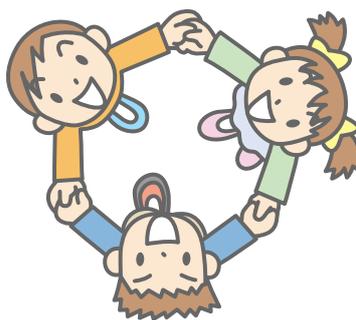
自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現するもの。

*** 5 情報モラル**

情報社会において適正な活動を行うための基になる考え方と態度。具体的には、適切な手続きによる情報の収集、著作権などの尊重、情報の信頼性についての意識、また、情報発信においてはプライバシーの保護、情報発信に伴う責任、セキュリティーの配慮など。

*** 6 特別支援教育**

従来障がい児教育の対象だけでなく、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい等の障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するために行う指導・教育です。



3 高齢者に関する問題

【現状と課題】

昭和 57 年(1982 年)、国連主催の世界会議において、「高齢化に関する国際行動計画」が採択されました。平成 3 年(1991 年)の国連総会においては、「高齢者のための国連原則」が決議され、高齢者の自立、参加、ケア、自己実現、尊厳の 5 原則に即して具体的な目標が提起されました。さらに、平成 11 年(1999 年)を国際高齢者年とし、各国において、これら行動計画や国連原則の具体化が図られました。

我が国では人口の高齢化が急速に進行しており、内閣府によると、平成 22 年(2010 年)10 月 1 日現在、65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合(高齢化率)は 23.1%となっています。今後、総人口が減少する中で、高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、平成 27 年(2015 年)には 26.9%、平成 47 年(2035 年)には 33.7%になると予想されています。

国においては、平成 7 年(1995 年)に「高齢社会対策基本法」が施行され、翌年、同法に基づく「高齢社会対策大綱」が取りまとめられました。さらに、平成 13 年(2001 年)、新しい大綱が閣議決定され、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針が示されました。平成 12 年(2000 年)には、国民の共同連帯の理念に基づき、介護の必要な人々を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度がスタートしました。

また、高齢者への虐待については、平成 18 年(2006 年)、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が施行されました。

本市においては、平成 8 年(1996 年)に「えびの市高齢者保健福祉計画」を策定し、平成 12 年(2000 年)には、「えびの市高齢者保健福祉計画」の改定を兼ね、「介護保険事業計画」と一体的なものとする「えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

平成 24 年(2012 年)からの 3 年間を計画期間とする「えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では、尊厳の保持をめざした「権利擁護対策の推進」を施策の体系として位置づけ、悪徳商法の被害や虐待からの保護のみならず、認知症や加齢による判断能力の低下にあわせて、一人ひとりの尊厳の保持をめざしています。

また、シルバー人材センターや高齢者クラブへの活動支援など、高齢者の生きがいづくりや、社会参加・就労について積極的に支援しています。

高齢者の虐待については、「えびの市地域包括支援センター」と「えびの市高

「高齢者虐待防止連絡協議会」が中心となり関係機関と連携し、早期発見、早期対応を図るとともに高齢者やその家族を支援する取組を行っています。

こうした中、高齢者に対する介護の放棄や身体的・精神的虐待、財産権の侵害が重要な課題となっています。

本市の人権に関する市民意識調査によると、高齢者の人権で特に問題があると思うことは、「高齢者をねらった詐欺などの犯罪が多い」(47.6%)、「経済的に自立が難しい」(43.0%)、「家庭や施設での介護を支援する制度が不十分である」(35.7%)が関心の高い割合となっています。次いで、「建物の階段や道路の階段など、外出先での不便が多い」(27.2%)、「スポーツや文化活動などへ参加するための交通手段等に配慮が足りない」(24.4%)、となっており、生活面での不安や不便さが問題となっています。

高齢者の人権問題については、市民一人ひとりのその人らしい生き方、住み慣れた地域で暮らし続けることをいかに保持していけるかという広い観点からの取組が必要と考えられます。

【施策の方向性】

(1) 高齢者の尊厳を保持する啓発の推進

高齢者の人権について市民の認識と理解を深めるとともに、とりわけ認知症高齢者をはじめとする判断力の低下している高齢者の権利擁護について、市民が自らの問題としてとらえ、支え合いながら地域における生活の継続に取り組んでいく共生社会の理念の浸透を図ります。

(2) 共に生きる社会を目指す福祉教育の推進

学校などにおいて、高齢者との出会いや交流の機会、また、道徳の時間における副読本の活用、総合的な学習の時間などにおける福祉体験活動やボランティア体験活動を通して、共に生きる社会をめざす福祉教育を推進します。

(3) 高齢者の権利擁護の推進

関係機関の連携により悪徳商法や詐欺による被害の防止など高齢者の権利擁護に関わる相談・支援を推進するとともに、*7成年後見制度についての周知・啓発を行い、同制度の利用の促進を図ります。高齢者虐待については、「高齢者虐待防止法」及び市の「高齢者虐待対応マニュアル」に沿って、その早期発見に努め、適切かつ迅速な対応を行います。また、「えびの市地域包括支援センター」と「えびの市高齢者虐待防止連絡協議会」を中心に関係機

関と連携の強化を図ります。

(4) 高齢者の社会参加、生きがいづくり、就労のための支援

ボランティア活動団体や自治会、高齢者クラブなど、様々な地域活動への高齢者の参加を促進するため、呼びかけや情報提供に努めるとともに、地域における人材の発掘、活用を支援します。また、働く意欲や能力を持った高齢者については、「公益社団法人えびの市シルバー人材センター」への登録促進や市民活動や地域活動に関する情報提供などにより、高齢者の就労や社会参加を支援します。

(5) 相談体制の充実と周知

高齢者の権利擁護をはじめ、介護、福祉サービス、健康維持など暮らしに関わる相談窓口としての「えびの市地域包括支援センター」及び「市内4ヶ所の在宅介護支援センター」の周知に努めるとともに、成年後見制度の手続きなど、権利擁護の手続きがスムーズに行われるよう相談体制の充実を図ります。

〈用語の解説〉

* 7 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が十分でない人を法律的に支援する制度です。

4 障がい者に関する問題

【現状と課題】

国連では、昭和 50 年(1975 年)に「障害者の権利宣言」を採択し、昭和 56 年(1981 年)には「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年」を決議しました。翌年には「障害者に関する世界行動計画」を採択し、さらに、昭和 58 年(1983 年)から平成 4 年(1992 年)までを障がい者の 10 年と定め、障がい者の人権施策の推進を提唱しました。平成 5 年(1993 年)には「障害者の機会均等化に関する基準規則」を決議し、社会の仕組み、諸々の社会的環境をすべての人、特に障がい者に利用できるよう環境を整える責任は、国及び地方公共団体にあると明言しています。さらに、平成 18 年(2006 年)には障がい者の差別を禁じた、「障害者の権利に関する条約」が採択されました。

国においては、平成 5 年(1993 年)に「障害者基本法」を制定、その後、平成 16 年(2004 年)に改正され、基本理念に障がいを理由とする差別の禁止を明示するとともに、都道府県・市町村における障がい者計画策定の義務化などが規定されました。

なお、従来の身体・知的・精神の 3 障害の枠組みではとらえ切れなかった発達障がい者への支援を行うため、「発達障害者支援法」が平成 17 年(2005 年)に施行されました。

また、平成 18 年(2006 年)10 月には、障がい者の地域生活や就労を進め、自立した地域生活ができる社会の実現をめざした「障害者自立支援法」が施行され、平成 24 年(2012 年)6 月には、「障害者自立支援法」を一部改正した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が公布されました。

そのなかで、平成 25 年 4 月から障がい者の定義に新たに難病等が追加され、障がい者福祉サービス等の対象となることとされています。

本市においては、平成 20 年(2008 年)に「えびの市障害者計画」を策定し、「一人ひとりが互いに尊重し、思いやりのあるまちにしましょう」を基本理念として障がい者施策を展開しています。また、平成 24 年度(2012 年度)から平成 26 年度(2014 年度)までの 3 年間を計画期間とした新たな「えびの市障害福祉計画」を策定し、障がい者が安心して地域で生活できるよう必要な福祉サービスの提供に取り組んでいるところです。

さらに、平成 23 年(2011 年)6 月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」の公布に伴い、平成 24 年(2012 年)10 月より福祉事務所に「えびの市障害者虐待防止センター」を設置

し、障がい者虐待に対応する体制の整備を図ったところです。

本市の人権に関する市民意識調査では、障がいのある人の人権問題で特に問題があると思うことは、「働く場所や働く機会が少ない」（48.7%）という雇用の面や「建物の階段や道路の段差など、障がいのある人に配慮された街づくりがされていない」（41.3%）という*⁸バリアフリー整備に関する面や「障がいのある人に対する人々の理解が不十分である」（36.9%）という理解の面での問題の関心割合が高くなっています。

障がい者が地域の中で暮らしていく上では、いまだ物理的または心理的に様々な障壁が存在し、その自立と社会参加が阻まれている状況があります。

障がい者の人権については、*⁹ノーマライゼーションや*¹⁰ユニバーサルデザインといった理念に対する理解の促進とともに、地域において自立と社会参加を促す教育・啓発が必要です。

【施策の方向性】

(1) 教育・啓発活動の推進

ノーマライゼーションの理念の普及を図るとともに、障がい者についての正しい理解や認識を広めていくため、あらゆる機会を活用しながら、啓発活動に努めます。

また、障がい者を理解するための福祉体験活動を積極的に取り組み、思いやりのある心を育むための福祉教育の充実を図ります。

(2) 社会参加及び自立支援

障がい者団体などによる自主的な活動の支援や地域住民との交流の機会の充実を図り、障がい者が社会に参加する機会の拡充に努めるとともに、障がい者が自立した生活を送ることができるよう、就労に向けた訓練の場の提供や相談支援などハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、就労支援に取り組めます。

(3) バリアフリーの推進

障がい者が居宅や地域において生活しやすいよう、ユニバーサルデザインの普及啓発に努め、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進します。

(4) 障がい者虐待防止への対応

「えびの市障害者虐待対応マニュアル」を基本として、障がい者虐待の早

期発見、早期対応に努め、保健所や警察、各種障がい者団体などの関係機関で構成する「障害者虐待防止地域協議会」の機能充実に努めます。

また、障がい者虐待の通報窓口としての「えびの市障害者虐待防止センター」の周知に努めます。

(5) 相談体制の充実と周知

障がい者や保護者、介助者等からの相談をはじめ、権利擁護などに適切に対応できるよう障がい者相談事業所などの関係機関と連携し、相談支援体制の充実と周知に努めます。

〈用語の解説〉

* 8 バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、段差など障がいを取り除くことです。

* 9 ノーマライゼーション

障がいの有無や年齢に関係なく、すべての人が同じ社会の中で普通の暮らしができる社会がノーマル（普通）であるという考え方です。

* 10 ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」という意味です。年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることです。

5 同和問題

【現状と課題】

昭和 40 年(1965 年)の同和対策審議会答申では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる問題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と基本認識を明示しました。そして、昭和 44 年(1969 年)には、「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後の「地域改善特別措置法」や「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」により様々な施策が講じられてきました。その後、平成 14 年(2002 年)3 月末に同和対策事業に係る国の特別対策事業が終了し、その後は一般施策の中で問題解決を図ることとしています。

本市においては、同和問題を重要課題と位置づけ、昭和 52 年(1977 年)に同和対策室(現在の人権啓発室)を設置し、以来、*¹¹教育集会所の建設や道路整備などの生活環境の改善に取り組んできました。

昭和 59 年(1984 年)には、同和問題への理解と認識を深めるための行政機関、事業所、民間団体等で構成する「えびの市人権同和問題啓発推進協議会」を設置し、講演会や研修会の開催、啓発資料の作成・配布など様々な啓発活動を積極的に展開するなど同和問題の解決に向けた人権意識の高揚に努めています。

えびの市議会では、部落差別とあらゆる人権問題解決に関する教育・啓発活動をより積極的に取り組むことの必要性を認識し、平成 13 年(2001 年)12 月議会において、「部落差別撤廃・人権擁護都市」宣言を決議しました。

これにより、行政において人権施策のより一層の推進が図られています。

また、人権・同和教育においては、「宮崎県人権同和教育基本方針」及び「えびの市人権・同和教育基本方針」に基づき「部落差別の現実から学ぶ」姿勢を基本として、すべての学校や地域社会において、人間の尊厳、人権の尊重を基調とする教育活動を積極的に取り組んできたところです。

しかしながら、いまだに差別事象が発生するなど、差別意識の解消という点では今なお課題を残しています。

本市の人権に関する市民意識調査によると、同和問題について、「知っている」、「聞いたことがある」と認識している人は 87.8%と高い数値を示し、特に 30 歳代、40 歳代、50 歳代では 90%を超えています。

現在、起きていると思う人権問題について、「結婚に周囲が反対する」(30.1%)、「差別的な発言」(13.6%)、「結婚や就職などの際に身元調査が行われる」(12.9%)が上位にある一方、「わからない」(17.4%)、「特に問題はない」(10.9%)となっ

ています。

また、同和問題についてどのように考えるかについては、「基本的人権に関する問題であり、市民一人ひとりが取り組む問題である」(29.9%)や「社会全体の問題として、政治や行政の力で解決しなければならない問題である」(17.6%)の半面、「身近に感じないため、あまり考えたことがない」(17.1%)、「そっとしておけば自然になくなる」(10.9%)となっており、同和問題を自分のこととして受け止め正しく理解する意識啓発が求められます。

同和問題の解決にあたっては、これまでの同和教育や啓発活動の経緯と成果を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、市民の力を生かしながら様々な機会を捉えた教育・啓発に取り組むことが大切です。

【施策の方向性】

(1) 人権を尊重する教育の推進

幼児・児童・生徒に対して同和問題に対する正しい認識や、同和問題を自分の問題として捉え正しく判断し行動していこうとする態度を養うとともに、人権という普遍的な価値に立脚した、すべての人の基本的人権を尊重していく教育活動を推進します。

(2) 差別意識の解消に向けた啓発の推進

広く社会一般において、同和問題への関わりを避ける意識や結婚問題などに差別意識は今なお根強く存在しています。行政機関、事業所、民間団体等で構成する「えびの市人権同和問題啓発推進協議会」や「えびの地区部落解放共闘会議」などの関係機関と連携し、同和問題に対する偏見や差別意識の解消に向けた啓発活動を推進します。

(3) えせ同和行為の排除

*¹² えせ同和行為は、同和問題に関する誤った認識を植え付けるなど同和問題の解決にとって大きな障害要因となっているため、関係機関と連携し、啓発・排除に努めます。

〈用語の解説〉

*11 教育集会所

同和問題の解決を促進するため、人権・同和教育の充実、生活の改善等を行う社会教育施設で、市内に2ヶ所設置されています。

*12 えせ同和行為

同和問題を口実として行われる不当な要求などの行為をいいます。このような、えせ同和行為自体は、同和問題に対する啓発や差別をなくそうとする運動とは無関係ですが、同和問題の解決への道を妨げる一因になっていると指摘されています。



6 外国人・外国籍市民に関する問題

【現状と課題】

国連においては、昭和 23 年(1948 年)の世界人権宣言の採択以降、「難民の地位に関する条約」、「人種差別撤廃条約」、「国際人権規約」などが採択され、国際的な人権基準が形成されてきました。

国においては、内外国人平等処遇を原則とする「国際人権規約」や「難民の地位に関する条約」の批准に伴い、国民年金法・児童手当法などの国籍条項が廃止されました。また、平成 18 年(2006 年)、日本国内に居住する外国人住民の支援施策について、多文化共生推進プログラムとして取りまとめた提言を行いました。

国際化の進展を反映して、日本に暮らす外国人は増えています。法務省入国管理局の統計によると、平成 20 年(2008 年)末現在における外国人登録者数は 2,217,426 人で過去最高となっています。

本市の外国人登録者数は、平成 24 年(2012 年)6 月末現在、206 人でその国籍は 8 カ国に及んでいます。そのうち 80%は日章学園九州国際高等学校の留学生となっており、「えびの市国際交流センター」において、市民との交流が活発に進められています。

また、このような交流事業により、市民が外国人と接し異文化に触れることで、国際交流・国際理解を深めるとともに、豊かな国際感覚を備えた人材が育成されるよう取り組んでいます。

外国人・外国籍市民に関する人権問題については、全国的に不安定雇用、住宅問題のほか、日常生活においても、言葉、生活習慣の違いから生じる外国労働者に対する不平等待遇問題など、様々な分野で解決すべき課題があります。

本市の人権に関する市民意識調査によると、外国人・外国籍市民に関することで、人権上特に問題があると思われるのは、「言葉、生活習慣、文化などの違いから、地域社会の受け入れが十分でない」(39.6%)とする回答が最も多くなっており、次いで「わからない」(23.5%)、「特にない」(19.0%)、「日本人の意識に外国人に対する偏見や羞恥心がある」(18.9%)などとなっています。

地域に暮らす外国人に対する人権が尊重され、互いの文化や生活習慣の違いを認め合い、外国人・外国籍市民が地域の構成員として共に生きることができるよう、市民と協働した積極的な取組が必要です。

【施策の方向性】

(1) 教育・啓発活動の推進

外国人・外国籍市民に対する民族的偏見や差別意識の解消を図るため、その文化や歴史について正しく理解し、異なる文化、宗教、生活習慣に対して、違いを認め合う態度を持ち、また外国人・外国籍市民が抱える課題への理解を深めるなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育むための教育・啓発活動を推進します。

(2) 国際交流の機会の充実

「えびの市国際交流センター」を中核に、異文化体験講座や国際理解のための交流会、留学生との各種交流事業を推進し、市民が外国文化に触れることができる機会の提供に努めます。



7 HIV感染者・ハンセン病患者等に関する問題

【現状と課題】

*¹³ HIV感染症は、感染経路が限られる上、感染力も弱く、正しい知識に基づき日常生活を送る限りいたずらに感染を恐れる必要はありません。

しかしながら、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で、患者や感染者が差別やプライバシーの侵害などを受けるといふ人権問題が発生しています。医学の進歩などによって発症を遅らせたり、症状を緩和したりするなど長期にわたりコントロールすることが可能になっており、患者や感染者との共生について理解を深めることが大切です。

*¹⁴ ハンセン病については、感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも治療法が確立しており、また遺伝的な病気でもありません。

しかし、患者に対しては古くから施設入所を強制する隔離政策が行われてきました。平成8年(1996年)、らい予防法が廃止され、強制隔離政策は終結しましたが、患者や元患者は長期の隔離により家族・親族との関係を絶たれ、また、自身の高齢化により施設に残らざるを得ないなど、社会復帰がまだ困難な状況にあります。

平成10年(1998年)に制定された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」では、その前文において「過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後にかすことが必要である」と述べ、患者の人権の尊重が盛り込まれました。

HIV感染者やハンセン病患者などについては、正しい知識や理解の不足から、依然として偏見や差別意識がみられ、感染者、患者や元患者、家族などへの人権問題が生じています。

本市の人権に関する市民意識調査では、HIV感染者やハンセン病患者等の人権問題については、「病気に対する正しい理解を深めるための教育・啓発が不十分である」(33.7%)が最も高く、「就職や職場で不利な扱いを受ける」(26.1%)となっている一方、「わからない」とする人も多数(29.2%)に上ります。

感染者や患者などの人権を大切にしながら、共に生きる社会をつくるために、病気に対する知識の普及とともに、感染者や患者などへの理解を深めるための教育・啓発が必要です。

また、新型インフルエンザなど、今後、新しい感染症の発生に伴い、患者や家族などを社会から排除する動きが広がる恐れもあります。治療や予防といった医学的な対応が不可欠なことはいうまでもありませんが、正しい医学的知識

に基づき偏見や差別意識の解消を図るなど人権に対する配慮も必要です。

【施策の方向性】

(1) HIV感染者・ハンセン病患者等への理解を深める啓発活動の推進

啓発資料の配布、広報活動や講演会など、保健所などの関係機関と連携しながら家庭、地域において、HIV感染者やハンセン病患者等の病気・感染症に対する正しい知識の普及を図るとともに、様々な機会を通じて啓発活動に取り組むことにより、感染者や患者などに対する偏見や差別意識の解消に努めます。

(2) 学校等における健康教育の推進

幼児・児童・生徒や保護者に対して、HIV感染症や新型インフルエンザなどの感染症に対する正しい知識や理解を深め、偏見や差別意識を払拭し、人権尊重の精神を育てる教育を推進します。特に、若年層にHIV感染者が増える傾向にあることから、保健指導や性に関する教育の充実を図るための教材などの資料作成や教職員研修に努めます。

〈用語の解説〉

*13 HIV感染症

ヒト免疫不全ウイルスの感染によって起こる疾患で、HIV感染症は、急性感染期、無症候性期、エイズ期の三つの病期に分けられます。エイズは、一般通称名として、HIV感染症と同義語に用いられていますが、正確には、HIV感染症の終末病像の病名です。

*14 ハンセン病

らい菌によって引き起こされる感染症です。以前は、らい病と呼ばれていました。伝染力は非常に弱く、感染しても発病はまれであり、たとえ発病しても、現在の医学では適切な治療を行えば早期完治が可能です。後遺症を残すことは全くありません。

8 刑を終えて出所した人に関する問題

【現状と課題】

刑を終えて出所した人に対し、偏見や差別により、就職などの社会復帰が妨げられている現状があります。えびの地区保護司会など関係機関において、更生のための様々な活動がなされていますが、家庭・地域・職域などまわりの人々の理解と支援が必要であり、市民の理解と協力を得るために啓発活動をさらに行う必要があります。

【施策の方向性】

(1) 教育・啓発活動の推進

あらゆる場を通じての人権教育・啓発を推進し、刑を終えた人やその家族に対する先入観を払拭し、刑を終えて更生しようとする人を受け入れる社会環境を育む必要があります。

そのためには、“社会を明るくする運動”宮崎県推進委員会（*¹⁵えびの地区保護司会、更生保護女性会、*¹⁶BBSなどの関係機関）との連携を図り、相談や支援に努めるとともに、偏見や差別意識解消のための啓発活動を推進します。

〈用語の解説〉

*15 保護司

保護司は、法務大臣の委嘱を受けた民間人で、犯罪を犯した者の更生や社会復帰を助けたり、犯罪の予防を図るための啓発活動等を行っています。

*16 BBS

Big Brothers and Sisters Movementの略で、非行少年あるいは非行のおそれのある少年の良い友達となり、兄や姉の立場に立ってその更生を助ける友達活動を行うとともに、犯罪者や非行のない明るい社会の実現をめざして、非行防止活動を行う青年によるボランティア活動をいいます。

9 犯罪被害者等に関する問題

【現状と課題】

犯罪の被害者やその家族または遺族については、犯罪による直接的な被害だけでなく、その後の問題として働き手を失うことや長期療養の費用負担により経済的に困窮することが少なくありません。さらに、興味本位のうわさや心ない中傷により名誉が毀損されたり、私生活の平穏が侵害されたりすることがあります。

また、犯罪被害者などはその置かれた状況や負担の重さから、自ら被害を訴えることが困難であり、泣き寝入りせざるを得ない場合が多くあります。

平成 16 年(2004 年)、犯罪被害者などは個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを基本理念とする「犯罪被害者等基本法」が制定されました。

【施策の方向性】

(1) 教育・啓発活動の推進

犯罪被害者などが置かれている状況、犯罪被害者などの名誉や生活の平穏への配慮の重要性についての理解を深めるよう啓発活動に努めます。

(2) 相談・支援の推進

犯罪被害者やその家族が安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携して、犯罪被害者等への相談・支援に努めます。

10 インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

情報処理・通信技術の急速な発展などによる高度情報化社会の進展に伴い、個人情報的大量に、そして広範囲にわたって収集・蓄積されたり、利用されたりしています。情報化社会は私たちの生活に便利さや豊かさをもたらした一方で、個人情報の内容に誤りがあったり、情報が本人の知らないところで収集・提供されたりといった、プライバシーなどの個人の権利や利益を侵害する恐れを生じさせています。

個人情報の保護に関する関心が高まる中、プライバシーの権利については、私的なことについてみだりに他人に知られたくないという消極的な権利から、行政や企業などが保有する個人情報の開示を求めたり、訂正や修正を求めたり、自己の情報をコントロールする積極的・能動的なものに広がりを見せています。

平成 15 年(2003 年)、国は「個人情報の保護に関する法律」を制定し、事業者は個人情報についての利用目的の特定、適正な取得、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられました。

一方、インターネットの急速な普及に伴い、ネット上の掲示板やホームページに個人を誹謗中傷する表現や差別を助長する内容の表現を掲載したり、個人情報流出したりといった人権に関わる問題が頻発しています。

平成 14 年(2002 年)、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」が施行され、特定個人の権利が侵害されたことが明白な場合には、*¹⁷プロバイダに対し発信者情報の開示請求ができるようになりました。また、平成 22 年(2010 年)、最高裁判所は、個人が行うインターネット上の自由な表現行為であったとしても、他の表現手段を利用した場合と同様の基準で名誉棄損罪が成立するとの判断を示しました。

しかしながら、インターネット上の書き込みは、不特定多数の利用者に向けた情報発信であることや発信者の匿名性、また、いったん流出した情報の訂正・回収が難しいなどといった特性から、根本的な対処、解決法はいまだ見出せない状況となっています。さらに、今後の技術の発展や地図検索など新たなサービスの開始により、これまで想定されなかった新たな人権問題が発生する恐れがあります。

本市の人権に関する市民意識調査においては、インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこととして、「不適切な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」(47.4%)が最も高くなっており、「インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深める

ための教育・啓発活動を推進する」(31.8%)、「プロバイダや掲示板等の管理者に対して、情報の停止・削除を求める」(30.1%)等、書き込みなどに対するモラルの向上や取締りの強化が求められています。

日本国憲法に規定する表現の自由については、最大限の尊重を必要としますが、他人の人権を侵害する悪質な情報の掲載が許されるものではありません。

情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて正しい理解が得られるための教育・啓発を推進し、情報社会にふさわしい正しい人権感覚を持つことが問われています。

【施策の方向性】

(1) 教育・啓発活動の推進

プライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進するとともに、市民一人ひとりが様々な情報を主体的に収集・選択し、発信できる能力(メディア・リテラシー)を養うための教育・啓発を推進します。

(2) 学校等における情報モラルの育成

パソコンや携帯電話のネット接続機能を悪用した「ネットいじめ」を含め、ネットワーク上での人権侵害、有害なサイト・情報の氾濫など、情報化の進展が社会にもたらす影響、情報の収集・発信における個人の責任について、児童・生徒が学習する機会を設け、情報モラル、情報安全教育の充実を図ります。また、インターネット等の現状について、特に保護者の理解、知識が乏しいことから、インターネットの危険性について保護者に周知、教育を充実するとともに、有害サイトに接続させないようフィルタリング機能等の活用を促進します。

(3) 人権侵害事情への適切な対応

インターネット等を利用した人権侵害があった場合は、法務局、警察等の関係機関と緊密な連携の下、適切な対応に努めます。

〈用語の解説〉

*17 プロバイダ

電子メールやホームページなどのインターネットのサービスを利用するには、専用線や電話回線を通じて、インターネット回線に接続する必要があり、そのインターネット接続用の通信回線を提供する業者のことです。

11 性的少数者に関する問題

【現状と課題】

性同一性障がい者や同性愛者など、性的に少数とされる人たちの性のあり様が少しずつ社会に認知されるようになりました。人間の性のあり方については、固定的に考えるのではなく、性の多様性を認め合うことを基本に、性的少数者に対する偏見や差別意識をなくしていくための教育・啓発活動を推進する必要があります。

(1) 性同一性障がい者

性同一性障がいとは、生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しないため、社会生活に支障をきたす状態をいいます。特に思春期の性同一性障がい者には深刻なものとなっています。

「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害者特例法)」により、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになりましたが、この法律が適用されるには、一定の要件を満たす必要があります。すべての性同一性障がい者が対象ではありません。また、性別適合手術やホルモン治療などの医療費が高額であるなど様々な問題があり、性別を変更することは容易でないのが現状です。

性同一性障がい者は、その障がいに対する周囲の理解が十分でないために偏見や差別の対象となることが多く、また、就職の際や住宅を借りようとする時、病院や役所での窓口対応など社会生活を送る上で様々な困難に直面しています。

(2) 性的指向を理由とした人権問題

性的指向とは、性的意識の対象が異性、同性または両性のいずれに向かうかを示す概念をいい、具体的には異性愛、同性愛、両性愛を指します。性的指向を理由とする差別的取扱いについては、人権問題であるとの認識が広がっていますが、同性愛者など性的指向に関して少数派である人々への偏見は根強いのが現状です。

【施策の方向性】

(1) 教育・啓発活動の推進

性的少数者に対する偏見や差別意識の解消に向けた啓発活動に取り組み、正しい理解の促進に努めます。



1.2 東日本大震災に起因する人権問題

【現状と課題】

平成 23 年(2011 年)3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故により、周辺住民の避難指示が出されるなど、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

このような中、仮設住宅等において様々な人権問題が発生するとともに、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による放射性物質の外部放出に伴い、周辺住民が避難先において風評に基づく差別的扱いを受けるなど、看過できない事態が発生しています。

同年 4 月、法務省は「放射線被ばくについての風評被害等に関する緊急メッセージ」を発表しました。風評被害は、事件、事故、災害等が発生した際に根拠のない噂のために、本来は無関係であるはずの人々までもが損害を受けることをいいます。

【施策の方向性】

(1) 啓発活動の推進

事実関係の適正な公表に取り組むなど、風評被害を防止するための啓発活動に迅速に取り組めます。

13 その他の人権問題

これまで述べてきた人権問題のほか、アイヌの人々や北朝鮮当局によって拉致された被害者、ホームレス、人身取引（トラッキング）、被疑者（捜査対象とされているが、まだ起訴されていない者）や被告人（起訴されているが、まだ、その裁判が確定していない者）本人及びその家族に関する問題など様々な人権問題があります。

また、社会経済情勢や社会構造、自然環境の変化に伴い、さらに多様化、複雑化する傾向にあり、今後、新たな人権問題が表面化してくることも考えられます。

このような人権問題に対しても、正しい知識と理解を深め、共に生きる立場から一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育・啓発活動に努めます。



1 市の推進体制

本方針に関する施策について、その総合的かつ効果的な推進を図るため、「(仮称)えびの市人権教育・啓発推進本部」を設置し、関係課相互の緊密な連絡調整を行い、全庁的な取組を推進します。

2 関係機関・団体等との連携

人権教育・啓発を推進するにあたっては、国や県からの指導助言・支援を受けて関係機関・団体などと連携を取ることが必要です。また、県内各行政との共通理解を深め、本市が人権教育・啓発の推進に果たすべき役割を十分認識するとともに、積極的な働きかけを行います。

また、えびの市人権同和問題啓発推進協議会が中心となり、関係機関・団体などにより一層の連携、協力を行うことにより、効果的な研修・啓発が進められるよう協働していきます。

3 施策の点検及び方針の見直し

本方針は、「(仮称)えびの市人権教育・啓発推進本部」のもと、その実施・進行状況を点検し、その結果を以後の施策に反映させるよう努めます。

また、国、県の動向及び社会状況の変化を踏まえ、価値観の変化等による新たな課題に適切に対応するため、市民の人権に関する意識の状況を把握し、必要に応じて見直しを行います。

資 料

- ・世界人権宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- ・日本国憲法（妙）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・・・・・・・ 53
- ・「部落差別撤廃・人権擁護都市」宣言に関する決議・・・・・・・・ 56
- ・えびの市人権教育・啓発推進方針策定会議設置要綱・・・・・・・・ 57
- ・えびの市人権教育・啓発推進懇話会設置要綱・・・・・・・・ 59
- ・えびの市人権教育・啓発推進懇話会委員名簿・・・・・・・・ 60

世界人権宣言

【昭和23年(1948年)12月10日 第3回国連総会において採択】

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よつて、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することを努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、

この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる

る。

- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権

利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権

利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（妙）

公布 昭和21. 11. 3

施行 昭和22. 5. 3

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永久に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第3章 国民の権利及び義務

第10条【日本国民の要件】 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条【基本的人権の享有と本質】 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条【自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任】 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、

国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重】 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条【法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界】 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- ③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条【公務員の選定罷免権、公務員の性質、普通選挙・秘密投票の保障】 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条【請願権】 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規制の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条【国及び公共団体の賠償責任】 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第18条【奴隸的拘束及び苦役からの自由】 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条【思想及び良心の自由】 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条【信教の自由、国の宗教活動の禁止】 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条【集会・結社・表現の自由、閲覧の禁止、通信の秘密】 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- ② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条【居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由】 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- ② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条【学問の自由】 学問の自由は、これを保障する。

第24条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条【生存権、国の生存権保障義務】 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条【教育を受ける権利、教育を受けさせる義務、義務教育の無償】 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条【勤労の権利・義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止】 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③ 児童は、これを酷使してはならない。

第28条【勤労者の団結権・団体交渉権その他団体行動】 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条【財産権】 財産権は、これを侵してはならない。

- ② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- ③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条【納税の義務】 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条【法定手続の保障】 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条【裁判を受ける権利】 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条【逮捕に対する保障】 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条【抑留・拘禁に対する保障】 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条【住居侵入・搜索・押収に対する保障】 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収するものを明示する令状がなければ、侵されない。

- ② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

(略)

第10章 最高法規

第97条【基本的人権の本質】 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する付帯決議」

この法律の施行に伴い、政府は、次の点に格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当っては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方向の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する付帯決議」
政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をするべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 4 人権施策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。
右決議する。

「部落差別撤廃・人権擁護都市」宣言に関する決議

同和問題は人類普遍の権利である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重大な社会的問題である。その早急な解決は、「同和対策審議会答申」に待つまでもなく、「国・地方公共団体の責務であると同時に国民共通の課題」である。

さらに1996年の地域改善対策協議会の意見具申は「同和問題など、様々な人権問題を一日も早く解決するように努力する事は、国際的な責務である。」と指摘している。われわれは、このような認識に立って、当えびの市でも、鋭意同和対策事業を実施してきた。

しかしながら、心理的要因による部落差別の事象は跡を絶たず、いわれない差別によって耐えがたい苦しみを強いられている実態がある。さらには、障害者問題、いじめ等の人権上の課題は多い。

このため、えびの市議会は、部落差別解消と、あらゆる人権問題解決に関する教育・啓発活動をより積極的に取り組む必要があると認識する。

本年は、「すべて人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利において平等である。」と声高らかに国際連合が世界人権宣言として謳い上げて53年になる。

引き続き国連は、1995年からの10年間を「人権教育のための国連10年」と位置づけ世界人権宣言の理念の実現をめざしているが、我が国でも国連に呼応して「国内行動計画」を公表したところである。しかも、「男女共同参画社会基本法」や「人権教育及び人権啓発に関する法律」等、人権擁護に関する法律があいついで制定された。

本年は21世紀の幕開けである。人権と共生の世紀の始まりである。

この記念すべき年に、本市議会は改めて人間の尊厳を自覚し、すべてのえびの市民が、差別のない平和で明るい生活を保障されるように、「部落差別をはじめ一切の差別を許さない」事を表明し、ここに「部落差別撤廃・人権擁護都市」宣言を決議する。

平成13年12月21日

えびの市議会

えびの市人権教育・啓発推進方針策定会議設置要綱

(平成 23 年 9 月 21 日えびの市告示第 87 号)

改正平成 24 年 3 月 18 日告示第 18 号

(設置)

第 1 条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成 12 年法律第 147 号)第 5 条に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の策定を円滑に進めるため、えびの市人権教育・啓発推進方針策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

〔人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成 12 年法律第 147 号)第 5 条〕

(所掌事務)

第 2 条 策定会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市民アンケートに関すること。
- (2) 人権問題の現状及び課題に関すること。
- (3) 人権教育・啓発の推進方針に関すること。
- (4) その他重要事項の連絡調整に関すること。

(組織)

第 3 条 策定会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 総務課長
- (4) 企画課長
- (5) 市民協働課長
- (6) 財政課長
- (7) 財産管理課長
- (8) 健康保険課長
- (9) 市民課長
- (10) 福祉事務所長
- (11) 長寿介護課長
- (12) 建設課長
- (13) 観光商工課長
- (14) 社会教育課長
- (15) 学校教育課長

一部改正〔平成 24 年告示 18 号〕

(議長)

第 4 条 策定会議に議長を置く。

2 議長は、副市長をもって充てる。

3 議長は、策定会議を代表し会務を総理する。

4 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指定するものがその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議は、議長が招集する。

2 策定会議は、必要に応じて関係職員の出席を求め意見等を聞くことができる。

(検討部会)

第6条 策定会議の審議事項のうち、専門的事項の検討及び調整を行うため検討部会を置く。

2 検討部会の設置及び運営に関しては、議長が別に定める。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、総務課人権啓発室において処理する。

(報告)

第8条 策定会議は、会議を開催した都度会議の結果を市長に報告するものとする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成24年3月19日告示第18号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

えびの市人権教育・啓発推進懇話会設置要綱

平成 23 年 9 月 21 日
えびの市告示第 88 号

(設置)

第 1 条 えびの市における人権教育及び人権啓発の基本的方向について定めるえびの市人権教育・啓発推進方針を策定するにあたり、幅広く市民の意見を求めるため、えびの市人権教育・啓発推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会は、えびの市人権教育・啓発推進方針案について意見を述べる。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 16 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係団体の代表者

(2) その他市長が認めた者

(会長及び副会長)

第 4 条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇話会の会議は、会長が招集してその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 懇話会の庶務は、総務課人権啓発室において処理する。

(委任)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公表の日から施行し、平成 25 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 この告示の施行の日以降最初に開かれる懇話会の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

えびの市人権教育・啓発推進懇話会委員名簿

(敬省略、順不同)

分野別等	氏 名	所属機関・団体等
社会教育部門	黒 木 道 博	えびの市自治公民館連絡協議会
学校教育部門	片 平 眞 和 田 光 生	えびの市小中学校校長会会長（飯野中学校校長）（23年度） えびの市小中学校校長会会長（真幸小学校校長）（24年度）
人権擁護部門	郡 山 優 子 森 永 時 紀	人権擁護委員（23年度） 人権擁護委員（24年度）
保 健 部 門	野 口 真智子	小林保健所健康づくり課課長
企 業 部 門	津 曲 洋 一	えびの電子工業(株)代表取締役
女 性 部 門	佐 藤 以津子	きさらぎ会
障がい者部門	田 内 四 朗	えびの市身体障害者福祉会
高 齢 者 部 門	大 野 祥 照	えびの市東部在宅介護支援センター 介護福祉士
外 国 人 部 門	小 東 和 文	NPO法人宮崎 i クラスタ えびの市国際交流センター所長
同和問題部門	池 田 孝 一	えびの地区部落解放共闘会議議長
同和教育部門	和 田 光 生 有 田 勝 典	えびの市人権・同和教育推進研究会会長（真幸小学校校長）（23年度） えびの市人権・同和教育推進研究会会長（真幸中学校校長）（24年度）
更生保護部門	木 原 ヒデ子	えびの市更生保護女性会会長
社会福祉部門	山 本 ハヤ子	えびの市民生委員児童委員協議会
社会福祉部門	小 野 和 浩	えびの市社会福祉協議会事務局長
公 募 委 員	関 稔	

「えびの市人権教育・啓発推進方針」
編集・発行：えびの市総務課人権啓発室
〒889-4292

えびの市大字栗下1292番地

TEL 0984-35-1111

FAX 0984-35-0401

HP : <http://www.city.ebino.lg.jp>

E-mail : info@city.ebino.lg.jp

